

議案第54号  
令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）  
資料5 避難所運営マニュアルの変更箇所の一覧

令和2（2020）年5月改訂時に、資料4として下記内容を追加したもの

## 記

### 【資料4 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について】

(1) 災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、事前に親戚宅等へ避難する。

また風邪症状や発熱等のある方は、自宅、親戚宅等への避難誘導、車中泊を勧める。

(2) 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、健康福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

(3) 避難者の健康状態の確認について、健康福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、避難所への到着時に行うことが望ましい。

#### ※避難者の健康状態の確認

受付時には、検温及び消毒ブースを設け、避難者に必ず検温と手洗いをを行う。

避難生活時には、1日2回の検温を行わせ、発熱や体調不良の場合は、避難所運営スタッフに報告させる。

(4) 避難者や避難所運営スタッフは、マスク着用に努めるとともに、頻繁に手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

(5) 物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、清拭清掃するなど避難所の衛生環境をできる限り整えること。

(6) 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

(7) 発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保し、一般の避難者とは動線を分けることが望ましい。

(8) 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。

(9) 避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

(10) 可能な限り、マスク・体温計・手洗い石鹸・手指消毒剤・タオルまたはペーパータオル・使い捨て用手袋・次亜塩素酸ナトリウム等の環境整備のために活用できる感染予防物品を備蓄しておく。

(11) 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、健康福祉部局と十分に連携の上で適切な対応を事前に検討すること。

※「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（平成28年4月改定）内閣府（防災担当））において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府（防災担当））において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。